

令和8年門審第10号

裁 決

漁船A漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官吉岡勉出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人bを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日月時刻及び場所

令和7年6月7日18時23分

長崎県厳原港南方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

漁船B

総 ト ン 数	9.7トン	3.78トン
登 録 長	15.89メートル	9.60メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出 力	450キロワット	
漁船法馬力数		60

3 事実の経過

Aは、船体後部に操舵室を配し、同室にレーダー及びGPSプロッターなどを装備したFRP製漁船で、a受審人が1人で乗り組み、回航の目的で、船首0.8メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和7年6月7日18時00分厳原港を発し、長崎県豆酩港に向かった。

a受審人は、1海里レンジとしたレーダー及びGPSプロッターをそれぞれ作動させ、操縦席に腰を掛けた姿勢で操船に当たり、18時18分少し前厳原港北防波堤灯台から169度（真方位、以下同じ。）2.0海里的の地点で、針路を214度に定めて自動操舵とし、15.5ノットの対地速力で進行した。

a受審人は、18時20分厳原港北防波堤灯台から179度2.4海里的の地点に達したとき、正船首1,400メートルのところに、Bを視認することができ、同船が錨泊中であることを示す形象物を表示していなかったものの、船首を東方に向けほぼ移動しない様子から、Bが錨泊中であることが分かり、その後同船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、針路を定めたときに船首方を一見して、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

a受審人は、Bを避けないまま続航し、18時23分僅か前船首至近に同船を認めて機関を中立運転としたものの、効なく、18時23

分厳原港北防波堤灯台から187度3.1海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その船首がBの左舷中央部に前方から86度の角度で衝突した。

当時、天候は曇りで風力2の南風が吹き、潮候は上げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、船体中央部に操舵室を配し、同室にGPSプロッター及び機関操縦レバーなどを装備したFRP製漁船で、b受審人が1人で乗り組み、いか一本つり漁業の目的で、船首0.4メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、同日17時00分長崎県阿須湾漁港を発し、厳原港南方沖合の漁場に向かった。

b受審人は、漁場に至り、17時40分衝突地点付近で、長さ約1.5メートルの錨鎖を付けた重さ約40キログラムの六爪錨を水深約40メートルの海中に投じ、錨鎖に連結した直径約10ミリメートルの合成繊維製錨索を船首から約60メートル延出して船首部のたつに係止し、機関を停止して船首を北東方に向け、錨泊中の船舶であることを示す形象物を表示しないまま、錨泊を開始した。

b受審人は、救命胴衣を着用して、前部甲板に船首方に向いて座り、同甲板の両舷から電動の釣り竿を1本ずつ出して操業し、18時20分衝突地点で、船首が120度に向いていたとき、左舷船首86度1,400メートルのところに、Aを視認することができ、その後同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、接近する他船があっても錨泊している自船を避けてくれるものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

b受審人は、注意喚起信号を行わず、更に接近しても衝突を避けるための措置をとらないまま錨泊を続け、18時22分半僅か過ぎ左舷至近にAを認め、立ち上がって手を振り大声を発したものの、効なく、

Bは、船首が120度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは球状船首に破口を生じたが、のち修理され、Bは左舷中央部に破口を生じ、のち廃船処理され、a受審人は左下腿打撲傷などを、b受審人は右前額部挫創をそれぞれ負った。

(航法の適用)

本件は、厳原港南方沖合において、航行中のAと錨泊中のBとが衝突したもので、衝突地点付近の海域は、特別法である海上交通安全法及び港則法の適用がないので、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と錨泊中の船舶との関係についての航法規定がないので、本件は、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、厳原港南方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、錨泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、注意喚起信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a受審人は、厳原港南方沖合において、豆酩港に向けて航行する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、針路を定めたときに船首方を一見して、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で錨泊中のBに気付かず、同船を避けずに進行して衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、b受審人を負傷させ、自身も負傷するに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、

同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b 受審人は、厳原港南方沖合において、操業のため錨泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、接近する他船があっても錨泊している自船を避けてくれるものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近するAに気付かず、注意喚起信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらないまま錨泊を続けて同船との衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、a 受審人を負傷させ、自身も負傷するに至った。

以上のb 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和8年8月4日

門司地方海難審判所

審判官 西 村 勇 二